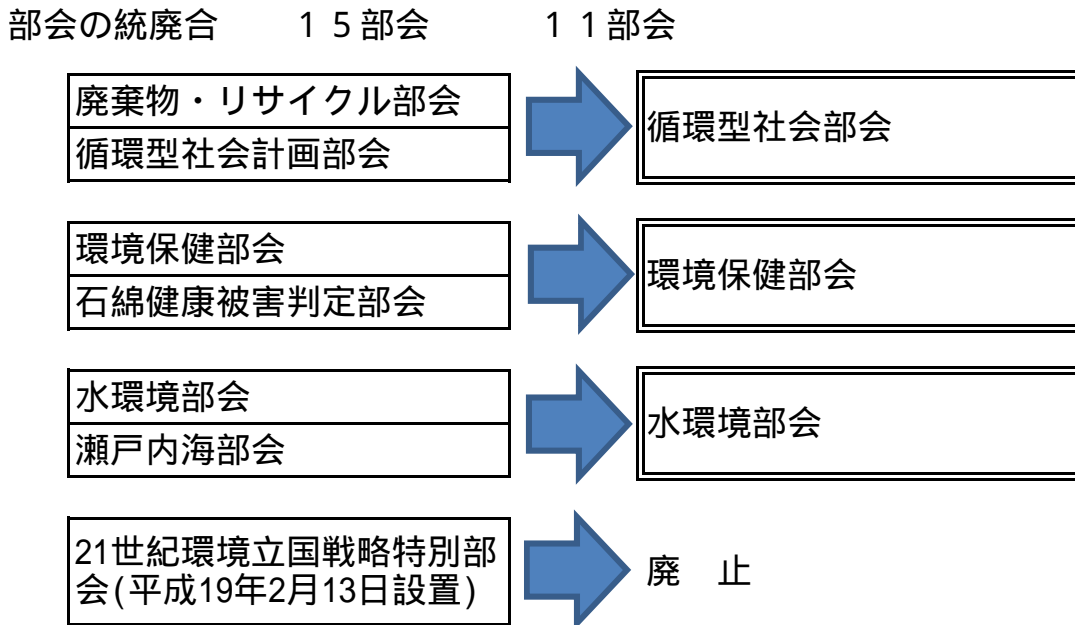


## 中央環境審議会議事運営規則等の改正・見直しの概要

### 議事運営規則の改正等



### 運営方針の改正

・二以上の部会の所掌に係る議案を審議する場合、より迅速かつ機動的に調査審議を行うために、会長が適当な一の部会を指定して調査審議できるようにする。

### 総会における議論の活性化

・社会経済の変化に応じた環境政策全体の方向性を審議するため、総会における議論をより活性化する。必要に応じて機動的に少人数の委員による非公式な議論の場を設ける。

### その他の見直し

・各部会における活発な審議を促進する観点から、一部会当たりの構成委員数を抑制。

・関わりの深い部会間の議論の進捗等を共有する観点からも、一方の部会長や主要な委員は、他方の部会にも所属し、あるいは議論に参加するなど、適切な連携が図られるよう工夫を行う。

・一定期間開催実績のない小委員会や専門委員会は、原則廃止とする。